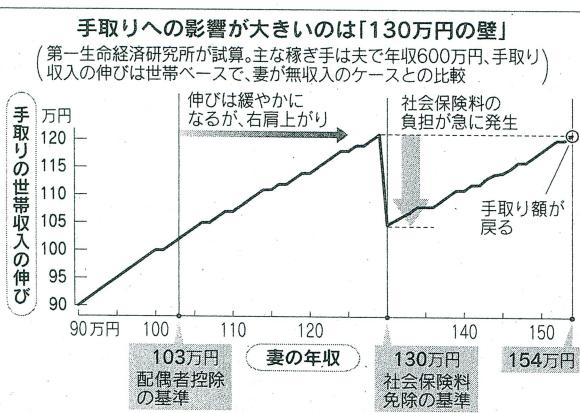


女性が多様な働き方、生き方を選択しやすいよう、税や社会保障の仕組みはどうあるべきか。夫の税負担が軽くなる配偶者控除の基準となる「年収103万円の壁」が取り沙汰されるが、真の壁は別にある。(山崎純石川潤)

## 専業主婦優遇「103万円の壁」は幻?



### 社会保険料が発生

# 眞の壁は「130万円」

で、緩やかに控除額を減らしていく仕組みだ。

この結果、稼ぎの多い人の手取引額が稼ぎの低い人を下回る逆転現象は起きないように、少なくとも税制上は手当され

ている。

それでも、年収103万円で就労を抑える人が多いのも確か。厚生労働省の調査では、就労を抑える理由として「103万円の壁」を挙げた人は5割にのぼる。

その理由は税制ではなく「民間企業の給与体系が問題」(三菱総合研究所の武田洋子チーフエコノミスト)と多くの有識者は指摘する。厚労省によれば、企業の3分の2は結婚している社員に上乗せ手当を支給している。内閣府の調査では8割の企業でこうした手当の支給基準が「妻の年収が103万円以下」だ。

だが、主婦の年収が103万円を超えると、「手取りが減る」というイメージは誤解だ。

政府は働いた人が不利にならないように何年も前に、税制を変えている。主婦の年収が103万円を超えて、夫の配偶者控除を一気にゼロにするのではなく、妻の収入が110万円なら31万円、120万円なら21万円、130万円なら11万円といったように、妻の収入が141万円に達するま

### 配偶者控除など所得税改革

#### ECONO フォーカス ECONO FOCUS

国が制度としての問題は社会保険料を巡る「130万円の壁」にある。

専業主婦はパート労働な

ども、厚労省は専業主

は年金保険料を

納めなくてすむ年収130

万円未満の主婦は900

万人以上。

いきなり大

きな負担を負わせること

年以上かかりそうだ。

第一生命経済研究所の試算では、年収129万円のパート主婦がいる世界で、年収130万円になると16万円減る。元の手取り増分が13万円増えたとたん、手取り増分は105万円となり16万円減る。元の手取り増分が12万円に戻るには、年154万円稼ぐ必要がある。

ただ、年金保険料を納めなくてすむ年収130万円未満の主婦は900万人以上。「いきなり大きな負担を負わせること年以上かかりそうだ。長時間の「ただ働き」は政治的に難しい」(厚生省幹部)

感を持ちがちだ。同研究所の星野卓也エコノミストは「働き手を増やすため改革すべきなのはむしろ年収130万円に引き下げ壁」と指摘する。

社会保険財政の悪化を

ふまえ、厚労省は専業主

婦の保険料免除を廃止す

る制度改革を検討してき

る。新たな「壁」ができる形だが、政府はこれを

徐々に引き下げ、最終的

に改革すべきなのはむしろ「大企業に勤める年収106万円」に引き下げ

### 来年度改正は見送り

共働き世帯が増えるなか、女性の働き方に中立な税制とキーンになると強調した。所税だけでなく、所得税の負担はなか。政府の税制調査会得税には配偶者控除などの様軽減も進めるべきなどの声もは今後、配偶者控除の見直し、新たな控除があり、年収によっても含めた所得の中長期的な税率も変わる。制度を見直し改革論議を本格化する。家族観の違いや減増税の利害対立を伴うテーマなので、来年度の改正は見送り、数年かけて議論する。

一律に税負担を増やす消費増税が進むなか、負担の軽減を図るために、政府は「年末の税制改正後に入口1億人という政府目を調整できる所得税の役割が

ただ、ある層の税負担を軽くすれば、別の層の負担を増やすなければならない。消費増税の一方で、法人減税だけでなく、所得税の負担も含めた所得の中長期的な税率も変わる。制度を見直し、控除の縮小や年金課税の見直しといった個別の見直しだけでは、出生や子育てなど的人の立場面によって税金を支払う場合、軽くしたり重くしたりすることができる。

バランスをどう取るかなど議論は尽きない。政府税調の中でも、里美会長は「年末の税制改正は、消費税、法人税との間に合わせることではな

い」と話している。